

投票日 7月11日(日)

投票時間は午前7時から午後8時まで

●投票できる人

平成2年7月12日までに生まれた人で、平成22年3月23日までに鞍手町に転入の届け出をし、引き続いて住民基本台帳に登録されている人。
(6月23日に選挙人名簿に登録されます)

●投票場所

選挙管理委員会から郵送する入場券に書いてあります

●持ってくるもの

選挙管理委員会から郵送する入場券

▶なくした人や選挙当日に忘れた人は…運転免許証や保険証など本人確認ができるものがあれば投票できます。投票所で係員に申し出てください

●投票方法

投票には、選挙区選挙と比例代表選挙の2種類があります。

●**選挙区選挙** 投票したいと思う候補者の氏名を1人だけ書いてください

●**比例代表選挙** 投票したいと思う候補者の氏名を1人だけ、または政党の名前を1つだけ書いてください

▶身体に障害がある人は…障害で字を書くことができない人は「代理投票」、視覚障害のある人は「点字投票」ができます。希望する人は投票所で係員に申し出てください

選挙当日に投票所で投票ができない人は…

仕事や旅行などで投票日に投票ができない人は期日前投票ができます。
また、病院や施設に入院・入所している人、身体に重い障害がある人、長期の出張や旅行で不在の人で投票日に投票ができない人は、不在者投票ができます。

●期日前投票

●**とき** 6月25日(金)から7月10日(土)まで
時間は午前8時30分から午後8時まで

●**ところ** 鞍手町選挙管理委員会事務室(役場玄関に向かって右側奥)

●**必要なもの** 入場券または本人確認ができるもの(運転免許証や保険証など)

●不在者投票

●**指定された病院や施設に入院・入所している人** 入院・入所している病院や施設で不在者投票ができます。事前に病院や施設の職員にお尋ねください

●**身体に重い障害がある人** 身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人、介護保険被保険者証の要介護5に当たる人は、自宅で「郵送等による不在者投票」ができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、投票日の4日前までに投票用紙を請求してください。なお、投票用紙に自分で記載ができない人は、事前に手続きをすれば代理記載人に記載してもらうことができます

●**長期の出張や旅行の人** 事前に投票用紙を請求しておけば、滞在している市区町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます

投票をお忘れなく!!
参議院議員通常選挙

お問い合わせ

選挙に関する疑問や質問は、鞍手町選挙管理委員会
☎42局2111番まで



2011（平成23）年7月24日までにアナログテレビ放送は終了します

現在、皆さんが見ているアナログテレビ放送は、2011年7月24日までに終了し、完全に地上デジタル放送へ移行します。

準備は
お済みですか？

地上デジタル放送を見るにはどうしたらいいの？

UHFアンテナについて

地上デジタル放送を受信するには、UHFアンテナが必要です。現在、UHFアンテナを設置しているご家庭では、アンテナをそのまま使用できます。ただし、受信周波数（チャンネル）に対応していない場合や受信方向が異なる場合は、アンテナの交換や方向調整が必要となります。



屋外UHFアンテナ

地上デジタル放送対応テレビなどについて

現在、使っているテレビを買い換える場合は、地上デジタル放送対応のテレビに買い換えることで視聴できるようになります。



このシールが貼付されています

現在、使っているテレビに地上デジタル放送対応チューナーや地上デジタル放送対応チューナー内蔵録画機器（DVDレコーダーなど）を接続すれば視聴することができます。



デジタルチューナーまたはデジタルチューナー内蔵録画機器
標準画質
ハイビジョン画質

詳しくは最寄の電器販売店などにご相談ください。

地デジ放送簡易チューナーの無償給付について

総務省では、経済的な理由などで地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を行っています。

- 支援の対象となるのは？ 生活保護世帯などの公的扶助受給世帯、障がい者のいる世帯で市町村民税非課税の世帯、社会福祉事業施設入所者などで日本放送協会（NHK）の受信料の全額免除を受けている世帯が対象です
- 受けられる支援の内容は？ 現在お持ちのアナログテレビに取り付ける「簡易なチューナー」の無償給付を行います。アンテナ改修などが必要な場合は、その支援も行います
- 申し込み先は？ 総務省地デジチューナー支援実施センターです。申込書は各市町村及び近くのNHK窓口に設置されています
- 支援の受付期間 7月2日（金）まで（当日消印有効）
- ご注意 ご自身で購入されたチューナーやアンテナ改修などの費用を請求、精算することはできません。また、申し込みの際は、NHKとの受信契約を結び、全額免除の適用を受けていることが必要です

チューナーの無償給付に関する問い合わせ

総務省地デジチューナー支援実施センター

☎ 0570-033840

NHK視聴者コールセンター

☎ 0570-000588

靱手町役場 ☎ 42局2111

福祉人権課 内線245 企画財政課 内線342

問い合わせ

靱手町役場 企画財政課政策財政班

☎ 42局2111 内線342

■受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

地上デジタル放送に関する相談窓口

☎ 0570-07-0101（ナビダイヤル）

ナビダイヤルがつかない場合 ☎ 03-4334-1111

■受付時間 平日：9:00～21:00

土・日・祝日：9:00～18:00

デジタル